

2006年8月31日

日本行政書士会連合会
運輸交通部 深貝 亨 様

東京海上日動火災保険株式会社

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。弊社業務につきましては、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般ご質問頂きました件、別紙の通り回答させていただきます。運輸交通部ワーキンググループの皆様のご研究に少しでもお力になれば幸いと思っております。よろしくご査収くださいますようお願い申し上げます。

敬具

弁護士費用等補償特約に関して

弁護士費用等補償特約に関してご質問頂きました事項につき回答致します。

弁護士費用等補償特約とは、

以下の①~③の自動車事故により、被保険者が死傷または被保険者の所有、使用または管理する財物が滅失、き損、汚損その他経済的損失を被り、被保険者（死亡時は法定相続人）が相手方に法律上の賠償責任を請求する場合、あらかじめ当会社の同意を得て弁護士・司法書士・行政書士・裁判所または斡旋・仲裁機関に対して支出した弁護士報酬。司法書士報酬・行政書士報酬、訴訟費用、仲裁・和解もしくは調停に要した費用を被保険者1名につき300万円を限度に補償します（法律相談費用に関しては、法律相談費用補償特約により支払われた額（10万円限度）を超えた額について補償します。）

- ①被保険自動車に搭乗中の事故
- ②他の自動車に搭乗中の事故
- ③自動車搭乗中以外（歩行中など）での自動車事故

ご質問へのご回答①

「行政書士に支払われる保険金の上限について」

特約の補償が上記のとおり、1回の対象事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度としておりますので、行政書士報酬の上限を設定しているということではありません。

ご質問へのご回答②

「行政書士が損害額を挙証する書類や事故発生状況報告書等の作成を行った場合の補償について」

行政書士が行う、行政書士法第1条の3第3号に規定する相談や当会社の同意を得てなされた業務について補償されます。例示頂きました書類についても、対象費用になり得ます。

以上